

自然公園制度に関する主な審議会答申等の概要

1. 主要な答申等一覧

- S 2 4 . 2 「日本国立公園に関する合衆国内務省国立公園局チャールズ・リッチー報告書」
- S 3 6 . 1 2 自然公園審議会「国立公園の体系整備について」
(S 3 6 . 9 諮問)
- S 3 7 . 4 自然公園審議会「国定公園の候補地の選定について」
(S 3 6 . 9 諮問)
- S 4 3 . 4 自然公園審議会「自然公園制度の基本的方策について」
(S 4 0 . 1 1 諮問)
- H 元 . 自然環境保全審議会自然公園部会利用のあり方検討小委員会「自然公園の利用のあり方について」報告
- H 7 . 7 自然環境保全審議会「自然公園等における自然とのふれあいの確保の方策について」
- H 1 4 . 1 中央環境審議会自然環境部会「自然公園のあり方に関する中間答申」
(H 1 3 . 1 1 諮問)

2. 主要な答申等の概要

- (1) 日本国立公園に関する合衆国内務省国立公園局チャールズ・リッチー報告書 (S 2 3)

背景

連合軍総司令部より、「国立公園指定は米国本土の国立公園専門家による調査報告を得た後処理せよ」との指示。

概要

専門家として来日したチャールズ・リッチー氏が、日本の国立公園の制度・政策・運営等全般にわたり詳細に記述。既設国立公園の評価を行うとともに、法制度や財政支援制度の強化、公園管理体制や手法について勧告。国立公園数は 18 ~ 20 とした。

- (2) 国立公園の体系整備について (S 3 6)

背景

戦後の著しい経済発展のなか、国立・国定公園を、自然を保護し国民の健全な利用に供するため、残された景勝地を再検討して、統一した自然公園体系を作り出す必要性があった。

概要

国民の利用増大に対処し、残された風景地を再検討し、全国的視野にたって国立・国定公園を体系付けし、数にこだわることなく、適当と認めた地域については、指定の申請・陳情等がない地域や国定公園に指定されている地域も取り上げ、利用上密接な関係にあるものは 1 つの公園とすることなどを答申。

(3) 国定公園の候補地の選定について (S 3 7)

背景

上述「国立公園の体系整備について」をうけ、国定公園に関する体系を整理。

概要

自然公園体系上に占める国定公園の位置づけ、増加する自然公園利用への対処、候補地の全国的な適正配置、利用性等について検討。特に大都市周辺にあって利用性が高く、しかも自然景観を保持している地域を含んでいるものは野外休養地としての価値を評価し、国定公園候補地等を選定。

(4) 自然公園制度の基本的方策について (S 4 3)

背景

自然公園行政の発展を図るため、今後さらに進むであろう社会経済の変動を長期的に予測し、それを踏まえた抜本的な施策を講ずるため、「今後予想されるべき社会経済の変動に応じて自然公園制度は如何にあるべきか」を検討。

概要

経済成長により自然環境が失われつつあることから、環境の質の保全を進める、科学的に復元を図る努力や自然観察などの野外レクリエーションの必要性を示唆。

当面の基本施策として、利用度の高い自然公園の整備推進、保護強化のための新たな制度の検討、基幹的公共施設の整備充足、普及啓発の推進の必要性を提示。

(5) 自然公園の利用のあり方について (H 元)

背景

余暇時間が増大し、自然とのふれあいに対する国民の要求も高まり、リゾートブームに見られるように自然公園の開発に対する働きかけが増大する中、自然公園の理念と使命を明確にするため、自然公園の利用について総合的に検討。

概要

自然公園における利用上の問題点を抽出し、自然公園利用の果たすべき役割等を提言。新たな公園類型の提案、公園計画、事業決定や集団施設地区の再検討、利用拠点の整備・活性化方策や自然体験型利用の推進等の必要性を提示。

(6) 自然公園等における自然とのふれあいの確保の方策について (H 7)

背景

平成 6 年に閣議決定された環境基本計画に長期的な目標と位置づけられた「自然と人間との共生」を確保するための施策として、人と自然とのふれあいの推進方策を検討。

概要

自然とのふれあい施策に関する基本的な考え方を示すとともに、施策の推進に必要な、自然公園の活用・整備を行うとともに、ふれあい施策に関する拠点ネットワークの形成や適切な管理運営体制の構築、各種整備技術等の開発・蓄積の必要性を提言。